

四日市市告示第 317 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成30年 5月 9日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理番号	路線名	起点 終点	幅員 (m)	延長 (m)	別添図位番号
1	西坂部108号線	西坂部町字八幡646-11 西坂部町字八幡655-58	6.0~10.6	49.8	NO.1
整理番号	路線名	起点 終点			
2	川北34号線	川北一丁目119-1 川北一丁目119-7	6.0~13.1	60	NO.2
整理番号	路線名	起点 終点			
3	東本郷16号線	楠町本郷字切所1310-5 楠町本郷字切所1310-12	6.0~9.5	118	NO.3